

日介支専協第 29-0250 号

平成 30 年 2 月 1 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

主任介護支援専門員更新研修の受講要件について（ご報告）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、当協会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般お送りいたしました「[追加調査]主任介護支援専門員更新研修の受講要件（平成 29 年 1 月 11 日付、日介支専協第 29-0237 号）」にきましては、ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

このたび、調査結果の概要、検証、要望などをとりまとめましたので、別紙の通りご報告申し上げます。

前回の調査同様、厚生労働省老健局振興課には別紙資料の報告を行い、課題等の共有をしていることを申し添えます。

敬具

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局 木村能子 担当：吉田洋子・佐藤里美
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地
金子ビル 2 階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail: soumuka@jcma.or.jp

「主任介護支援専門員更新研修の受講要件に関する緊急調査」の結果および課題と対応について

●調査の経緯について

①平成 29 年 12 月 28 日

当協会の都道府県支部より、下記の情報提供がある。

介護支援専門員を所管する都道府県担当者より、下記の点の照会がありました。

本件に関しての「日本協会としての見解」は具体的に例示されたものはないと聞いておりますが、その旨の回答でよろしいかお伺いしたくご連絡いたしました。

【照会内容】

ケアマネ事業所管理者の主任ケアマネ要件における主任ケアマネ更新要件について、ケアマネ事業所の管理者に主任ケアマネを配置することについては理解できるが、その主任ケアマネ更新要件にある「指導実績」や「指導事例」の提示が、いわゆる「ひとりケアマネ事業所」には酷ではないかとの意見が、いくつかの都道府県担当者から出ており、連名で改善要望をだすべきか検討をしている。

②平成 29 年 12 月 28 日～平成 30 年 1 月 9 日

正副会長及び常任理事で対応を協議

緊急調査の実施を決定

③平成 30 年 1 月 11 日調査開始

調査期間 平成 30 年 1 月 11 日～平成 30 年 1 月 16 日（回答は延長して受付・集計）

調査対象 46 都道府県支部

●調査の目的

今回は、都道府県支部からの情報提供により、主任介護支援専門員更新研修について、老発 0212 第 1 号「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正についての（別添 6）主任介護支援専門員更新研修実施要綱（以下「実施要綱」という）に定められていない受講要件の設定の可能性がある疑いが生じた。また情報として、いくつかの都道府県が同様の措置をとっている可能性も浮上してきた。

このことは、一部の都道府県において、居宅介護支援事業所の管理者が公平性を欠いた受講要件により受講が困難となり、事業所の管理者を継続する事ができない事態も出てくる可能性がある。そこで主任介護支援専門員更新研修の都道府県別受講要件について、当協会の都道府県支部に対して「指導実績」及び「指導事例の提出義務」に焦点を当てた調査を行った。

●調査の概要

- ①回答数…46 都道府県支部中 44 都道府県（回答率 95.6%）
- ②内容は（別紙）のとおり

●調査の結果

①指導実績の取り扱い

指導実績を必須の受講要件として取り扱っているとした都道府県は 22 支部であり回答した都道府県の 50%を占めている。

②「指導事例の提出義務」について

指導事例の扱いについては、29 の都道府県が義務化されており提出できなければ受講又は研修修了を認めていないとしている。これは全体の約 66.7%を占めている。また指導事例の提出を義務づけている都道府県での提出事例数も事例数や要素別さまざまである。

③都道府県の運用の差について

上記の①及び②において近隣の都道府県において、受講要件の格差が生じている。ある都道府県の主任介護支援専門員は、指導実績等がなくても主任介護支援専門員更新研修を受講できるが隣の都道府県では指導実績がないという理由で受講できないという事態も発生している。

●調査結果の検証

①指導実績の取り扱い

指導実績を積むための機会は、現状では主任介護支援専門員全員に公平に提供される訳ではない。また事業所規模や地域の実情は様々で、個人の努力だけで指導機会が確保できるとは限らない。国が提示した実施要綱や主任介護支援専門員更新研修ガイドライン（以下「ガイドライン」という）においても、対象者への要件のひとつとして講師・ファシリテーターの経験が記載されているのみである。

②指導事例の提出義務について

実施要綱には「主任介護支援専門員としての実践事例について振り返り、意見交換等」「各受講者が担当している事例を持ち寄ることとする」とのみ記載されている。ガイドラインにおいてはP29「事例の例として示す資料」のなかで例示として指導・支援の実践事例として記載しているのみである。

なお実施要綱においては「科目に適合する事例を担当していないことも考えられるため、研修実施機関においては事例を用意しておくこと。」と明記され研修実施機関の対応にも言及している。指導事例を提出しなければ受講又は修了されないというのは、研修実施機関の対応不足が指摘される事も考えられ、結果として都道府県や研修実施機関の信用や主任介護支援専門員研修の公平性を損なう事となるおそれがある。

都道府県が受講要件において裁量できるものは実施要綱では⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者とする5つの要件のひとつでしかない。「指導実績の必須」「指導事例の提出義務」の受講要件を満たせなければ主任介護支援専門員更新研修が受講できないというのは、都道府県の裁量を超えており、本来ならば受講権利を有する主任介護支援専門員まで受講できないという事態が発生する危険性がある。

●要望

①都道府県への研修実施にあたり特に以下の点について実施要綱の周知をお願いしたい。

ア. 指導実績の取り扱い

実施主体である都道府県に対して実施要綱における指導実績は受講要件の一部であることを都道府県へ周知し、主任介護支援専門員が不当な理由で受講できない事態が発生しないよう配慮すべきである。支部よりもたらされた情報でも分かるように、都道府県は独自の受講要件を設定しながら、その責任を国に転嫁するような言動がみられる。

再度、都道府県に研修の実施主体として、公正で責任をもって実施要綱に沿った運用にあたるよう周知していただきたい。

なお都道府県は受講要件の「都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えない」の適用にあたっては、受講要件の一部であることを理解し、当該都道府県は明確な根拠を受講対象者に示すことが必要である事も合わせて周知をお願いしたい。

イ. 指導事例の提出義務

事例提出が不可能な場合に備え、都道府県並びに研修実施機関において代替の事例を準備するように周知していただきたい。

また提出事例については主任介護支援専門員としての実践事例とは、指導事例とすべきか担当事例まで認められるのかについても都道府県に周知していただきたい。

②主任介護支援専門員の質の担保について

研修受講にあたっては、指導実績・指導事例ともに質の差があることは容易に推測される。今回の要望について当協会は無条件で研修修了することを認める事を求めているのではない。危惧するのは単に「指導した」「指導していない」という個人の努力だけでは如何ともし難いケースも推測されるような事項が受講条件となり、指導実績や指導事例の提出がなくても実施要綱上で受講できるはずの主任介護支援専門員が、受講できないという都道府県が存在しており、都道府県毎に格差が生じている事を問題視している。

質の高い主任介護支援専門員の確保は職能団体としても取り組むべき課題と考えており、質の担保については修了評価の運用を含め検討すべきと考えている。研修は質の向上が目的であり、質が低ければ尚更のこと研修及びその後の評価で個々の主任介護支援専門員の質の向上を図るべきである。

全国的に公平であり、客観性に基づいた適切な評価を実施できるよう継続的に協議していきたい。

[追加調査] 主任介護支援専門員更新研修の受講要件について

2018/1/19

N=46 n=44

問②	受講資格（受講対象者）に「指導実績の有無」を必須の受講要件とされていますか？	
	はい（受講にあたり指導実績は必須の要件である）	22
	いいえ（受講に当たり指導実績は必須の要件ではない）	22
	注記	「指導実績」か「地域づくり」のいずれかの実績を必須の要件としている

問③	研修科目の「主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践」において、介護支援専門員に対して指導を行った事例の提出を義務付けられていますか？	
	はい（指導事例の提出がない場合は受講・修了できない）	29
	はい（例外措置あり）	11
	いいえ	4
注記	問③は「はい（例外措置あり）」としたが、例外措置はなく、受講できないわけではない 居宅においては、指導支援が行われていると想定されるが、同事業所の場合は、アドバイスと受け止められており、記録には記載されていない場合があります	

問④	問③で「はい（指導事例の提出がない場合は受講・修了できない）」を選んだ場合のみご回答ください ※事例数・要素数両方に回答あり								
	事例数を指定している場合	1事例	2事例	3事例	4事例	5事例	6事例	7事例	
		21	3	1	0	0	0	1	
	要素数を指定している場合	1要素	2要素	3要素	4要素	5要素	6要素	7要素	
		3	4	7	0	0	0	5	
	注記	要素数：「7つの事例選択」。相談支援を行っていない場合は、自分の担当の2事例を提出 3事例で7領域全ての要素を満たすようにしています							
		事例数：1、要素数は「2以上」							
		事例数：1、要素数は「3つ以上」							
		要素数のみ指定							
		事例数は1～3							
事例数・要素数、どちらも指定しています。指定する前に、どの事例が提出できるのか、アンケートにて確認。提出できる事例であることを確認した上で指定しています。									
事例数：「1もしくは2事例」									
事例数のみ指定、要素数については指定なし									
指導実績があるものはすべてとし、数は指定していない									
1事例以上、3類型以上									

問⑤	問③で「はい（例外措置あり）」を選んだ場合のみ回答ください。 例外措置について具体的に記載してください
	実務研修の模擬ケアプラン作成実習指導した事例、地域ケア会議で地域包括支援センターでの指導でも県と協議して暫定的に認めた。
	7領域の事例提出が不可能な場合は1事例のみは受講者自身の事例を、その他はなければ、テキストのモデル事例の提出をまとめて事例としての提出をお願いしている。 基本は7領域の事例の提出をお願いしている。
	テキスト事例使用可としている
	いわゆる「一人ケアマネ事業所」等、やむを得ない事情により指導対象者がいない場合には、自身が担当した事例から特に苦慮したものを一つ選び提出することとしている。
	研修実施要領の別添「留意事項」に『複数の事例を併せても7類型に該当するケースを担当していない等の理由で、事例の準備が困難な場合は、お問い合わせください。』との記載あり、実施主体である県が判断する。
	原則、指導を行った事例の提出を求めているが、やむを得ない事由がある場合は、自身の支援や関わりによって展開があった事例を提出していただいている。来年度からは指導を行った事例が必要なことを申し込み前に周知できるように調整している。
	介護支援専門員に対して指導した事例がない場合（非現任の場合）は、サービス事業所等の担当者などへの指導事例でも可としている。
	準備する7事例は、「介護支援専門員に対する指導・支援の事例」で、どうしても指導実績がない場合は、他人の指導実績でも可。（ただし、指導内容については演習で説明できるようにしていただくことが必須）。
	指導事例が無い場合は、テキスト事例を用いることも可能。 特定の科目（事例・要素）について実施機関側で準備している